

第 237 号（令和 8 年 7 月 24 日 発行）	発行日 5 日、15 日、25 日
横 浜 市 報	発行所 横浜市役所 横浜市中区本町 6 丁目 50 番地の 10

目 次

頁

[規則]

- △ 横浜市消防吏員服制規則の一部を改正する規則【消防局人事課】 3

[告示]

- △ 指定納付受託者に関する事項の変更の届出【政策経営・国際戦略局財源確保推進課】 5
- △ 情報通信の技術を利用する方法により行う行政手続等の一部改正【都市整備局景観調整課】 6
- △ 公共下水道の供用開始【下水道河川局管路保全課】 7
- △ 終末処理場による下水の処理開始【下水道河川局管路保全課】 8
- △ 公共下水道の排水施設の方式の変更【下水道河川局管路保全課】 9
- △ 電線共同溝を整備すべき道路の指定【道路・交通政策局管理課】 10

[公告]

- △ 横浜国際港都建設計画用途地域等の市素案の公聴会の開催【都市整備局都市計画課】 11
- △ 屋外広告物講習会の開催【都市整備局景観調整課】 13
- △ 農用地利用集積等促進計画の認可【みどり環境局農政推進課】 14
- △ 横浜市生活環境の保全等に関する条例に基づく条例形質変更時要届出区域の指定【みどり環境局水・土壌環境課】 19
- △ 排水設備指定工事店の変更【下水道河川局管路保全課】 20
- △ 排水設備指定工事店の指定の取消し【下水道河川局管路保全課】 21
- △ 建築協定の認可【建築局建築企画課】 22
- △ 開発行為に関する工事の完了【建築局調整区域課】 23
- △ 開発行為に関する工事の完了【建築局調整区域課】 24
- △ 開発行為に関する工事の完了【建築局調整区域課】 25
- △ 開発行為に関する工事の完了【建築局調整区域課】 26
- △ 開発行為に関する工事の完了【建築局調整区域課】 27
- △ 開発行為に関する工事の完了【建築局調整区域課】 28
- △ 開発行為に関する工事の完了【建築局調整区域課】 29

[区告示]

- △ 認可地縁団体の告示事項の変更【緑区地域振興課】 30
- △ 認可地縁団体の告示事項の変更【緑区地域振興課】 31
- △ 認可地縁団体の告示事項の変更【緑区地域振興課】 32

△ 認可地縁団体の告示事項の変更【緑区地域振興課】	33
△ 認可地縁団体の告示事項の変更【旭区地域振興課】	34
△ 認可地縁団体の告示事項の変更【南区地域振興課】	35
△ 認可地縁団体の告示事項の変更【南区地域振興課】	36
△ 認可地縁団体の告示事項の変更【磯子区地域振興課】	37
△ 認可地縁団体の告示事項の変更【栄区地域振興課】	38
△ 認可地縁団体の告示事項の変更【瀬谷区地域振興課】	39
[区公告]	
△ 自動車臨時運行許可番号標の失効【南区総務課】	40
△ 自動車臨時運行許可番号標の失効【旭区総務課】	43
△ 自動車臨時運行許可番号標の失効【緑区総務課】	44
△ 自動車臨時運行許可番号標の失効【南区総務課】	45
△ 土地収用法に基づく裁決申請書及び明渡裁決申立書等の縦覧【中区区政推進課】	46
[消防局]	
△ 横浜市民防災センターにおける空地活用事業者の募集に関する一般競争入札の施行【総務課】	47
[交通局]	
△ 職員の懲戒処分【人事課】	50
△ 職員の懲戒処分【人事課】	51
[医療局病院経営本部]	
△ 横浜市医療局病院経営本部職員の特殊勤務手当に関する規程の一部を改正する規程【人事課】	52
[教育委員会]	
△ 職員の懲戒処分【教職員人事課】	53
△ 職員の懲戒処分【教職員人事課】	54
[人事委員会]	
△ 職員団体の登録の取消し【調査課】	55
△ 職員団体の登録の取消し【調査課】	56

規則

横浜市消防吏員服制規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年7月24日

横浜市長 山中 竹 春

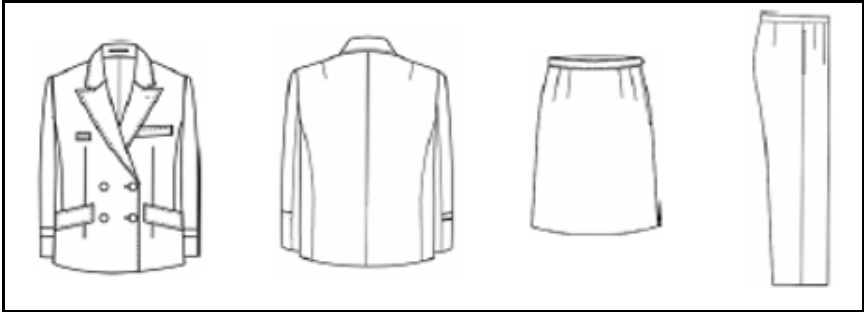
横浜市規則第62号

横浜市消防吏員服制規則の一部を改正する規則

横浜市消防吏員服制規則（昭和55年5月横浜市規則第48号）の一部を次のように改正する。

別表第1中

「



を

」

「



に、

」

「



を

」

「

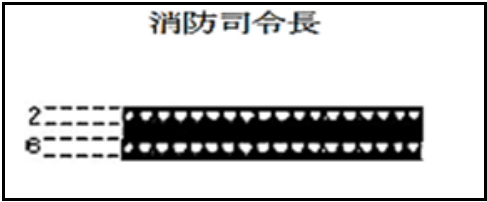


に改める。

」

別表第2中

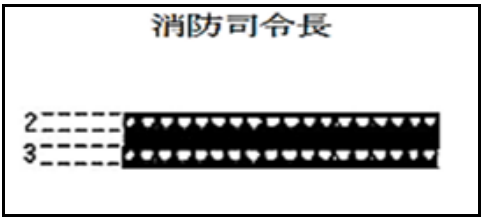
「



を

」

「



に改める。

」

附 則

この規則は、令和9年4月1日から施行する。ただし、別表第2の改正規定は、公布の日から施行する。

告示

横浜市告示第 271 号

指定納付受託者に関する事項の変更の届出

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第3項の規定により、指定納付受託者から事務所の所在地を変更した旨の届出があった。

令和8年7月24日

横浜市長 山中竹春

指定納付受託者	変更した事項	変更前	変更後
株式会社トラス トバンク	指定納付受託 者の主たる事 務所の所在地	東京都品川区 上大崎3丁目 1番1号	東京都港区北 青山2丁目14 番4号

横浜市告示第 272 号

情報通信の技術を利用する方法により行う行政手続等の
一部改正

情報通信の技術を利用する方法により行う行政手続等（平成17年
2月横浜市告示第56号）の一部を次のように改正し、公布の日から
施行する。

令和8年7月24日

横浜市長 山中 竹 春

表に次のように加える。

横浜市屋外広告物条例施行規則（平成23年7月横浜市規則第71号）	第18条第1項	令和8年 7月24日	講習会の受講 申込書
	第18条第2項	令和8年 7月24日	講習会の受講 申込書に添付 する書類
	第18条第5項	令和8年 7月24日	講習会の受講 申込書に添付 する書類

横浜市告示第 273 号

公共下水道の供用開始

次のとおり公共下水道の供用を開始する。

その関係図面は、下水を公共下水道に流入させなければならない区域を所管する土木事務所において、告示の日から一般の縦覧に供する。

令和 8 年 7 月 24 日

横浜市長 山中 竹 春

排水施設の方式	下水を公共下水道に流入させなければならない区域	供用開始年月日
合流式	鶴見区北寺尾七丁目の一部 神奈川区西寺尾二丁目の一部 都筑区川向町及び東方町の各一部 戸塚区戸塚町の一部	令和 8 年 7 月 24 日
分流式	神奈川区三枚町及び菅田町の各一部 旭区今宿東町、上白根二丁目、下川井町 及び本宿町の各一部 都筑区池辺町、牛久保町、大棚町、折本町、勝田町、佐江戸町、茅ヶ崎中央、茅ヶ崎東四丁目、中川五丁目、中川八丁目、早渕三丁目及び東山田町の各一部 戸塚区戸塚町及び矢部町の各一部 瀬谷区阿久和東四丁目、阿久和南四丁目 及び宮沢二丁目の各一部	

横浜市告示第 274 号

終末処理場による下水の処理開始

次のとおり終末処理場による下水の処理を開始する。

その関係図面は、終末処理場による下水の処理を開始する区域を所管する土木事務所において、告示の日から一般の縦覧に供する。

令和8年7月24日

横浜市長 山中竹春

終末処理場の名称	終末処理場の位置	終末処理場による下水の処理を開始する区域	処理開始年月日
横浜市下水道河川局神奈川水再生センター	神奈川区千若町1丁目1番地	鶴見区北寺尾七丁目の一部 神奈川区西寺尾二丁目の一部	令和8年7月24日
横浜市下水道河川局港北水再生センター	港北区大倉山七丁目40番1号	神奈川区三枚町及び菅田町の各一部 都筑区池辺町、牛久保町、大棚町、折本町、勝田町、川向町、茅ヶ崎中央、茅ヶ崎東四丁目、中川五丁目、中川八丁目、早渕三丁目、東方町及び東山田町の各一部	
横浜市下水道河川局都筑水再生センター	都筑区佐江戸町25番地	旭区今宿東町、上白根二丁目、下川井町及び本宿町の各一部 都筑区佐江戸町の一部	
横浜市下水道河川局西部水再生センター	戸塚区東俣野町231番地	瀬谷区阿久和南四丁目及び宮沢二丁目の各一部	
横浜市下水道河川局栄第二水再生センター	栄区長沼町82番地	戸塚区戸塚町及び矢部町の各一部 瀬谷区阿久和東四丁目の一部	

横浜市告示第 275 号

公共下水道の排水施設の方式の変更

鶴見区岸谷三丁目、港南区港南一丁目及び港北区綱島東一丁目の各一部における公共下水道の排水施設の方式を、合流式から分流式に変更する。

その関係図面は、下水を公共下水道に流入させなければならない区域を所管する土木事務所において、告示の日から一般の縦覧に供する。

令和 8 年 7 月 24 日

横浜市長 山 中 竹 春

横浜市告示第 276 号

電線共同溝を整備すべき道路の指定

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成7年法律第39号）
第3条第1項の規定に基づき、電線共同溝を整備すべき道路を指定
したので、同条第4項の規定に基づき次のとおり告示する。

令和8年7月24日

横浜市長 山中竹春

道路の種類	路線名	区 間
市 道	飯 島 第 191 号 線	栄区小菅ケ谷一丁目 1,684 番の3地 先から 同区同 先まで 2,000 番の22地

公 告

横浜市公告第 385 号

横浜国際港都建設計画用途地域等の市素案の公聴会の開催

横浜国際港都建設計画用途地域等の案の素案を作成したので、横浜市都市計画公聴会規則（平成15年3月横浜市規則第36号）第2条の規定に基づき公聴会を開催し、同規則第3条の規定に基づきその案を公衆の縦覧に供する。

公聴会において公述を希望する関係住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに横浜市長に公述申出書を提出することができる。

令和8年7月24日

横浜市長 山中 竹 春

1 都市計画の種類

- (1) 横浜国際港都建設計画用途地域
- (2) 横浜国際港都建設計画高度地区
- (3) 横浜国際港都建設計画緑化地域

2 都市計画を定める土地の区域

- (1) 横浜国際港都建設計画用途地域

神奈川区三枚町、羽沢町、羽沢南三丁目及び羽沢南四丁目地内、港南区港南台九丁目、日野南四丁目、日野南五丁目及び日野南六丁目地内、保土ヶ谷区境木本町及び東川島町地内、旭区さちが丘及び二俣川2丁目地内、港北区新吉田町、新吉田東三丁目、新吉田東四丁目、高田西二丁目及び高田東三丁目地内、緑区青砥町、鴨居四丁目、鴨居五丁目、北八朔町、小山町及び中山一丁目地内、青葉区さつきが丘地内、都筑区池辺町、加賀原一丁目及び佐江戸町地内、戸塚区品濃町地内、栄区鍛冶ヶ谷一丁目、鍛冶ヶ谷二丁目及び長尾台町地内、泉区和泉町及び岡津町地内並びに瀬谷区二ツ橋町地内

- (2) 横浜国際港都建設計画高度地区

旭区二俣川2丁目地内

- (3) 横浜国際港都建設計画緑化地域

旭区二俣川2丁目地内

3 公聴会の日時及び場所

- (1) 日時

令和8年9月10日午後7時開始

- (2) 場所

中区本町1丁目6番地

横浜市開港記念会館講堂

4 縦覧期間

令和8年7月24日から令和8年8月7日まで

5 縦覧場所及び公述申出書提出先

中区本町6丁目50番地の10

横浜市都市整備局企画部都市計画課

6 都市計画図書写しの縦覧期間

令和8年7月24日から令和8年8月7日まで

7 都市計画図書写しの縦覧場所

横浜市ホームページ (<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/kenchiku/toshikeikaku/tetsuduki/kocho/kocho-index.html>)

横浜市公告第 386 号

屋外広告物講習会の開催

横浜市屋外広告物条例（平成23年3月横浜市条例第13号）第38条の規定に基づき、屋外広告物講習会を次のとおり実施する。

令和8年7月24日

横浜市長 山中 竹 春

1 講習会の日時

令和8年10月30日（金）午前9時30分から午後5時30分まで

2 講習会の場所

中区万代町2丁目4番地の7

横浜市技能文化会館2階 多目的ホール

3 講習会の内容

- (1) 広告物等の表示及び設置に関する法令に関する事項
- (2) 広告物等の表示及び設置の方法に関する事項
- (3) 広告物等の表示及び設置に係る工事の施工に関する事項

4 講習会に関する問合せ先

中区本町6丁目50番地の10

横浜市都市整備局地域まちづくり部景観調整課

電話 045 (671) 2648

横浜市公告第 387 号

農用地利用集積等促進計画の認可

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定に基づき、農用地利用集積等促進計画を認可したので、同条第7項の規定に基づき、当該農用地利用集積等促進計画を公告する。

令和8年7月24日

横浜市長 山中竹春

権利設定農地一覧

区名	地番	面積（㎡）
神奈川区	羽沢町 1,071 番、 1,073 番、 1,074 番	1,664.00
神奈川区	羽沢町 1,071 番、 1,073 番、 1,074 番	1,648.00
保土ヶ谷区	峰沢町 235 番の 1	1,404.00
保土ヶ谷区	峰沢町 235 番の 3	218.00
保土ヶ谷区	峰沢町 235 番の 4	29.00
保土ヶ谷区	峰沢町 235 番の 5	522.00
保土ヶ谷区	常盤台 152 番	707.00
保土ヶ谷区	常盤台 153 番	1,108.00
保土ヶ谷区	上菅田町 1,744 番	1,632.00
保土ヶ谷区	上菅田町 1,754 番	625.00
保土ヶ谷区	上菅田町 1,755 番	644.00
保土ヶ谷区	上菅田町 1,756 番の 1	1,969.00
旭区	西川島町 77 番の 2	265.00
港北区	新羽町 2,502 番	1,305.00
港北区	高田町 2,532 番	1,320.00
港北区	高田西三丁目 1,759 番	581.00
緑区	鴨居町 873 番の 2	659.00
緑区	鴨居町 873 番の 3	530.00
緑区	鴨居町 879 番	1,511.00
緑区	東本郷町 297 番	1,172.00
緑区	新治町 114 番の 5	702.00
緑区	新治町 114 番の 6	643.00
緑区	新治町 114 番の 12	766.00
緑区	小山町 622 番の 3	1,002.00
緑区	小山町 641 番の 8	998.00
緑区	十日市場町 43 番の 8	1,144.00

緑区	長津田町 3,865 番の1	445.00
緑区	長津田町 3,867 番	378.00
緑区	長津田町 3,868 番	211.00
緑区	長津田町 3,871 番	316.00
緑区	長津田町 3,872 番の1	833.00
緑区	長津田町 4,798 番	932.00
緑区	長津田町 4,799 番の1	974.00
緑区	長津田町 4,799 番の2	6.70
緑区	長津田町 4,800 番の2	588.00
緑区	長津田町 4,939 番の2	980.00
緑区	長津田町 4,940 番	1,226.00
緑区	長津田町 5,455 番の1	929.00
緑区	長津田町 5,693 番	1,805.00
緑区	長津田町 5,694 番の2	623.00
緑区	長津田町 5,762 番の2	486.00
緑区	長津田一丁目 4 番の3	955.00
青葉区	市ヶ尾町 1,865 番	654.00
青葉区	恩田町 7 番の1	1,383.00
青葉区	恩田町 47 番の2	1,118.00
青葉区	田奈町 59 番の3	2,231.00
青葉区	上谷本町 93 番の1	1,202.00
青葉区	上谷本町 93 番の3	865.00
青葉区	上谷本町 94 番の3	755.00
青葉区	上谷本町 94 番の4	1,422.00
青葉区	上谷本町 94 番の7	1,997.00
青葉区	寺家町 330 番	267.00
青葉区	寺家町 331 番	538.00
青葉区	寺家町 335 番	446.00
青葉区	鉄町 135 番	833.00
青葉区	鉄町 136 番の2	654.00
青葉区	鉄町 138 番	833.00
青葉区	鉄町 139 番の1	47.00
青葉区	鉄町 364 番	793.00
都筑区	東方町 547 番	406.00
都筑区	東方町 549 番	538.00

都 筑 区	東 方 町 1,049 番 の 1	466.00
都 筑 区	東 方 町 3,072 番	32.00
都 筑 区	東 方 町 3,073 番	65.00
都 筑 区	東 方 町 3,074 番	321.00
都 筑 区	東 方 町 3,085 番	249.00
都 筑 区	東 方 町 1,185 番 、 1,536 番 (東 方 北 部 土 地 改 良 区 18 番 の 6)	1,169.00
都 筑 区	東 方 町 1,389 番 の 2 (東 方 北 部 土 地 改 良 区 2 番 の 3)	900.00
都 筑 区	東 方 町 1,455 番 、 1,457 番 の 甲 、 1,459 番 の 乙 (東 方 北 部 土 地 改 良 区 14 番 の 1)	1,671.00
都 筑 区	東 方 町 1,533 番 (東 方 北 部 土 地 改 良 区 13 番 の 3)	1,038.00
都 筑 区	折 本 町 1,578 番 の 1	171.00
都 筑 区	折 本 町 1,579 番 の 1	630.00
都 筑 区	折 本 町 1,615 番	80.00
都 筑 区	折 本 町 1,616 番 の イ	336.00
都 筑 区	池 辺 町 1,494 番	1,428.00
都 筑 区	池 辺 町 1,842 番 の 1	319.00
都 筑 区	池 辺 町 1,842 番 の 2	319.00
戸 塚 区	深 谷 町 658 番	1,147.00
戸 塚 区	俣 野 町 183 番	450.00
戸 塚 区	舞 岡 町 1,052 番	529.00
戸 塚 区	舞 岡 町 1,249 番 の 2	153.00
戸 塚 区	舞 岡 町 1,250 番 の 1	206.00
戸 塚 区	舞 岡 町 1,250 番 の 2	103.00
戸 塚 区	舞 岡 町 1,251 番 の 1	456.00
戸 塚 区	舞 岡 町 1,251 番 の 2	92.00
戸 塚 区	舞 岡 町 1,252 番	457.00
戸 塚 区	舞 岡 町 1,253 番 の 2	190.00
戸 塚 区	舞 岡 町 1,616 番 の 11	524.00
戸 塚 区	舞 岡 町 1,616 番 の 12	577.00
戸 塚 区	舞 岡 町 2,853 番	415.00
戸 塚 区	舞 岡 町 2,854 番	12.00

戸塚区	舞岡町 2,866 番の 1	164.00
戸塚区	舞岡町 4,018 番	1,037.00
栄区	田谷町 1,399 番の 1	339.00
栄区	田谷町 1,399 番の 7	106.00
栄区	田谷町 1,399 番の 8	17.00
栄区	田谷町 1,400 番の 1	30.00
栄区	田谷町 1,400 番の 4	10.00
栄区	田谷町 1,401 番の 1	28.00
栄区	田谷町 1,401 番の 9	1.92
泉区	中田町 2,763 番の 1	905.00
泉区	和泉町 91 番	1,041.00
泉区	和泉町 97 番	1,016.00
泉区	和泉町 98 番	936.00
泉区	和泉町 146 番	1,046.00
泉区	和泉町 149 番	1,500.00
泉区	和泉町 5,146 番	690.00
泉区	和泉町 5,147 番	442.00
泉区	和泉町 5,148 番の 1	730.00
泉区	和泉町 5,434 番の 1	873.00
泉区	和泉町 5,435 番の 1	802.00
泉区	和泉町 5,492 番の 1	776.00
泉区	和泉町 5,493 番の 1	544.00
泉区	和泉町 5,866 番の 3	200.00
泉区	和泉町 5,880 番の 5	1,664.00
泉区	和泉町 5,880 番の 12	262.00
泉区	和泉町 5,882 番の 6	1,023.00
泉区	和泉町 7,644 番の 2	711.00
泉区	和泉町 7,646 番	1,103.00
泉区	和泉町 7,660 番	1,196.00
泉区	和泉町 7,666 番	1,370.00
泉区	上飯田町 12 番	1,424.00
泉区	上飯田町 24 番	819.00
泉区	上飯田町 30 番	393.00
泉区	上飯田町 420 番	558.00
泉区	上飯田町 425 番	416.00

泉区	上飯田町 426 番	1,087.00
泉区	上飯田町 427 番	571.00
泉区	上飯田町 428 番	882.00
泉区	上飯田町 429 番	1,120.00
泉区	上飯田町 465 番	753.00
泉区	上飯田町 466 番	1,345.00
泉区	上飯田町 478 番の 1	508.00
泉区	上飯田町 478 番の 2	495.00
泉区	上飯田町 485 番	859.00
泉区	上飯田町 486 番	1,014.00
泉区	上飯田町 487 番	687.00
泉区	上飯田町 491 番	383.00
泉区	上飯田町 492 番	386.00
泉区	上飯田町 501 番	998.00
泉区	上飯田町 502 番	1,001.00
泉区	上飯田町 503 番	1,008.00
泉区	上飯田町 504 番	998.00
泉区	上飯田町 505 番	515.00
泉区	上飯田町 508 番	1,269.00
泉区	上飯田町 3,954 番の 1	2,641.00
泉区	上飯田町 3,954 番の 2	750.00

横浜市公告第 388 号

横浜市生活環境の保全等に関する条例に基づく条例形質
変更時要届出区域の指定

横浜市生活環境の保全等に関する条例（平成14年12月横浜市条例
第58号）第67条第1項の規定に基づき、次の土地の区域を特定有害
物質によって汚染されており、当該土地の形質の変更をしようとする
ときの届出をしなければならない区域として指定する。

令和8年7月24日

横浜市長 山中 竹 春

- 1 条例形質変更時要届出区域の所在地
磯子区新磯子町33番の1の一部
- 2 土壌溶出量基準に適合していない特定有害物質の種類
鉛及びその化合物、砒素及びその化合物、ふっ素及びその化合
物
- 3 その他

この公告により指定する条例形質変更時要届出区域は、横浜市
生活環境の保全等に関する条例施行規則（平成15年3月横浜市規
則第17号）第59条の28第1項第6号に該当する。

横浜市公告第 389 号

排水設備指定工事店の変更

横浜市排水設備指定工事店規則（平成11年1月横浜市規則第1号）第8条第1項の規定に基づき、排水設備指定工事店を次のとおり変更した旨の届出があった。

令和8年7月24日

横浜市長 山中 竹 春

変更 年月日	指定 番号	名 称	代表者氏名	営業所所在地
令和8年 6月1日	00593	有限会社 長野設備	安 岡 真 実	(新) 緑区竹山一丁目 5番地の7
				(旧) 港北区新吉田町 3,348番地の1

横浜市公告第 390 号

排水設備指定工事店の指定の取消し

横浜市排水設備指定工事店規則（平成11年1月横浜市規則第1号）第9条第1項の規定に基づき、次の排水設備指定工事店の指定を取り消した。

令和8年7月24日

横浜市長 山中 竹 春

指定番号	名 称	営業所所在地	取消年月日
11337	株式会社錦光園	都筑区早渕一丁目25番38号	令和8年5月31日
30663	恵水工店	三浦市初声町和田714番地の1	令和8年7月9日

横浜市公告第 391 号

建築協定の認可

建築基準法（昭和25年法律第201号）第73条第1項の規定に基づき、日野九丁目建築協定を認可した。

その建築協定書は、横浜市建築局建築指導部建築企画課において一般の縦覧に供する。

令和8年7月24日

横浜市長 山中 竹 春

横浜市公告第 392 号

開発行為に関する工事の完了

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項に規定する次の開発行為に関する工事が完了した。

令和8年7月24日

横浜市長 山中 竹 春

- 1 開発許可年月日及び許可番号
令和5年7月14日第2023開1705号
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
大阪市北区中之島3丁目3番23号
関電不動産開発株式会社
代表取締役 福本 恵 美
東京都港区赤坂1丁目8番1号
日鉄興和不動産株式会社
代表取締役 三 輪 正 浩
- 3 開発区域に含まれる地域の名称
青葉区新石川一丁目30番の8及び30番の38から30番の41まで

横浜市公告第 393 号

開発行為に関する工事の完了

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項に規定する次の開発行為に関する工事が完了した。

令和8年7月24日

横浜市長 山中 竹 春

1 開発許可年月日及び許可番号

令和7年2月12日第2024開806号

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

戸塚区川上町88番地の1

ティ・ワークス株式会社

代表取締役 二村 淳一

3 開発区域に含まれる地域の名称

旭区さちが丘101番の1、101番の4の一部、101番の5の一部、101番の6の一部、101番の7の一部、101番の16、101番の17、101番の19、101番の20の一部、200番の1の一部及び200番の8の一部

横浜市公告第 394 号

開発行為に関する工事の完了

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項に規定する次の開発行為に関する工事が完了した。

令和8年7月24日

横浜市長 山中 竹 春

- 1 開発許可年月日及び許可番号
令和7年5月8日第2025開801号
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
旭区二俣川1丁目6番地の1
株式会社又口
代表取締役 内 田 樹
- 3 開発区域に含まれる地域の名称
旭区二俣川1丁目39番の1、39番の5、39番の20、41番の1、
41番の4及び41番の7の各一部、41番の9、41番の10、41番の12、
41番の13、41番の14の一部、41番の15、92番の2の一部並びに
92番の3の一部

横浜市公告第 395 号

開発行為に関する工事の完了

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項に規定する次の開発行為に関する工事が完了した。

令和8年7月24日

横浜市長 山中 竹 春

1 開発許可年月日及び許可番号

令和7年10月17日第2025開1307号

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

保土ヶ谷区今井町 1,025 番地

株式会社横浜国際ゴルフ倶楽部

代表取締役 相 山 武 靖

3 開発区域に含まれる地域の名称

保土ヶ谷区今井町 691 番の 1、705 番の 2、707 番の 3、707 番の 5、1,025 番の 1、1,025 番の 6、1,032 番から 1,036 番まで、1,037 番の 1、1,076 番の 5、1,094 番の 4 及び 1,096 番の 1、旭区大池町 7 番の 8、7 番の 10、7 番の 11、14 番の 3、14 番の 6、14 番の 7、18 番の 1、18 番の 3 から 18 番の 5 まで、18 番の 17、18 番の 18、18 番の 25、19 番の 6、19 番の 42、19 番の 43、20 番の 16、20 番の 17、20 番の 20、22 番の 3、22 番の 6 から 22 番の 8 まで、22 番の 10、22 番の 16、22 番の 18、22 番の 19、22 番の 43、22 番の 45、23 番の 1、23 番の 6、23 番の 17、23 番の 25、23 番の 26、23 番の 34、23 番の 38、24 番の 1、24 番の 24、24 番の 53、24 番の 57、24 番の 68、24 番の 69 及び 25 番の 1 並びに南本宿町 165 番の 4、165 番の 18 及び 165 番の 19、戸塚区上品濃町 18 番の 6、川上町 1,159 番の 12 及び 1,193 番並びに品濃町 1,199 番の 4、1,205 番、1,208 番の 8、1,213 番、1,213 番の 3、1,215 番、1,228 番の 1、1,236 番、1,237 番、1,241 番、1,241 番の 3、1,251 番の 1、1,253 番、1,254 番、1,269 番の 2、1,279 番、1,279 番の 2、1,282 番、1,284 番の 1、1,300 番の 4、1,313 番の 1、1,321 番の 1、1,322 番、1,363 番、1,388 番の 5、1,473 番の 3、1,485 番の 3、1,486 番の 1、1,490 番、1,518 番の 1 及び 1,552 番の 1

横浜市公告第 396 号

開発行為に関する工事の完了

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項に規定する次の開発行為に関する工事が完了した。

令和8年7月24日

横浜市長 山中 竹 春

- 1 開発許可年月日及び許可番号
令和7年10月29日第2025開1410号
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
西区みなとみらい四丁目4番5号
積水ハウス株式会社横浜支店
支店長 三 澤 慶 久
- 3 開発区域に含まれる地域の名称
瀬谷区中屋敷一丁目2番の2及び2番の8から2番の24まで

横浜市公告第 397 号

開発行為に関する工事の完了

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項に規定する次の開発行為に関する工事が完了した。

令和8年7月24日

横浜市長 山中 竹 春

- 1 開発許可年月日及び許可番号
令和7年11月20日第2025開1710号
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
青葉区榎が丘54番地の9
野 路 貴 之
- 3 開発区域に含まれる地域の名称
青葉区榎が丘54番の1、54番の18の一部及び54番の31から54番の36まで

横浜市公告第 398 号

開発行為に関する工事の完了

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項に規定する次の開発行為に関する工事が完了した。

令和8年7月24日

横浜市長 山中 竹 春

- 1 開発許可年月日及び許可番号
令和7年12月11日第2025開1810号
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
西区北幸二丁目7番10号
株式会社ティーアールコーポレーション
代表取締役 溝 入 貞 男
- 3 開発区域に含まれる地域の名称
都筑区早渕三丁目17番の6及び17番の26から17番の39まで

区 告 示

緑 区 告 示 第 11 号 （ 令 和 8 年 7 月 6 日 掲 示 済 ）

認 可 地 縁 団 体 の 告 示 事 項 の 変 更

地 方 自 治 法 （ 昭 和 22 年 法 律 第 67 号 ） 第 260 条 の 2 第 11 項 の 規 定 に
基 づ き 、 東 本 郷 ば ら の 会 自 治 会 か ら 次 の と お り 変 更 し た 旨 の 届 出 が
あ っ た 。

令 和 8 年 7 月 6 日

横 浜 市 緑 区 長 佐 藤 康 博

変 更 し た 事 項	変 更 前	変 更 後
代 表 者 の 氏 名 及 び 住 所	川 室 英 明 緑 区 東 本 郷 三 丁 目 19 番 1 号	丸 豊 緑 区 東 本 郷 二 丁 目 19 番 4 号

緑区告示第12号（令和8年7月6日掲示済）

認可地縁団体の告示事項の変更

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定に基づき、東本郷日鋼自治会から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和8年7月6日

横浜市緑区長 佐藤 康 博

変更した事項	変 更 前	変 更 後
代表者の氏名 及び住所	郡 司 雄 介 緑区東本郷一丁目15番 7号	石 川 雅 之 緑区東本郷一丁目11番 2号

緑区告示第13号（令和8年7月6日揭示済）

認可地縁団体の告示事項の変更

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定に基づき、長津田東向地自治会から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和8年7月6日

横浜市緑区長 佐藤 康 博

変更した事項	変 更 前	変 更 後
第1章第2条 （区域）	会の区域は、緑区長津田町内別表2に定める地番の区域とする。	会の区域は、緑区長津田4丁目及び緑区長津田町内別表2に定める地番の区域とする。

緑区告示第14号（令和8年7月6日揭示済）

認可地縁団体の告示事項の変更

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定に基づき、白山自治会から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和8年7月6日

横浜市緑区長 佐藤 康 博

変更した事項	変 更 前	変 更 後
第1章第2条 （名称）	本会は白山自治会と称する。	本会は地縁法人白山自治会と称する。

旭区告示第2号（令和8年7月7日掲示済）

認可地縁団体の告示事項の変更

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定に基づき、市沢町下町内会から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和8年7月7日

横浜市旭区長 堀口和美

変更した事項	変更前	変更後
代表者の氏名 及び住所	池田和義 旭区市沢町324番地	浅井昇 旭区市沢町320番地の 9

南区告示第5号

認可地縁団体の告示事項の変更

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定に基づき、平楽会から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和8年7月24日

横浜市南区長 高 澤 和 義

変更した事項	変 更 前	変 更 後
代表者の氏名 及び住所	塚 田 吉 之 南区平楽 116 番地の2	池 田 美 恵 子 南区平楽 131 番地

南区告示第6号

認可地縁団体の告示事項の変更

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定に基づき、みつが丘自治会から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和8年7月24日

横浜市南区長 高澤和義

変更した事項	変更前	変更後
代表者の氏名 及び住所	内山輝美 南区大岡一丁目36番4号	古川優三 南区大岡一丁目41番18号

磯子区告示第2号

認可地縁団体の告示事項の変更

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定に基づき、三井杉田台自治会から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和8年7月24日

横浜市磯子区長 本 城 泰 之

変更した事項	変 更 前	変 更 後
代表者の氏名 及び住所	斎 藤 正 樹 磯子区栗木一丁目15番 11号	紀 伊 豊 磯子区栗木一丁目6番 32号

栄区告示第11号

認可地縁団体の告示事項の変更

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定に基づき、尾月自治会から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和8年7月24日

横浜市栄区長 松 永 朋 美

変更した事項	変 更 前	変 更 後
代表者の氏名 及び住所	笹 川 佐 智 子 栄区尾月25番10号	宮 内 仁 志 栄区尾月10番10号

瀬谷区告示第6号

認可地縁団体の告示事項の変更

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260号の2第11項の規定に基づき、本郷第三自治会から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和8年7月24日

横浜市瀬谷区長 山 岸 秀 之

変更した事項	変 更 前	変 更 後
代表者の氏名 及び住所	佐 藤 好 徳 瀬谷区本郷二丁目15番 地の3	廣 瀬 三千洋 瀬谷区本郷一丁目12番 地の5

区 公 告

南 区 公 告 第 147 号（令和8年6月26日 掲 示 済）

自 動 車 臨 時 運 行 許 可 番 号 標 の 失 効

次 の 自 動 車 臨 時 運 行 許 可 番 号 標 は、失 効 し た の で 公 告 す る。

令 和 8 年 6 月 26 日

横 浜 市 南 区 長 高 澤 和 義

自 動 車 臨 時 運 行 許 可 番 号 標 番 号	失 効 年 月 日
横 20 - 74 浜 横 浜	令 和 2 年 4 月 3 日
横 24 - 47 浜 横 浜	令 和 4 年 11 月 28 日
横 26 - 25 浜 横 浜	令 和 3 年 8 月 4 日
横 29 - 72 浜 横 浜	令 和 3 年 8 月 4 日
横 34 - 26 浜 横 浜	令 和 6 年 3 月 19 日
横 34 - 27 浜 横 浜	令 和 6 年 1 月 27 日
横 34 - 31 浜 横 浜	令 和 6 年 3 月 23 日
横	令 和 7 年 9 月 27 日

37 - 63 浜 横 浜	
横 41 - 15 浜 横 浜	令和元年8月13日
横 41 - 20 浜 横 浜	令和5年3月10日
横 41 - 22 浜 横 浜	令和7年10月5日
横 74 - 58 浜 横 浜	令和4年8月6日
横 74 - 61 浜 横 浜	令和2年10月20日
横 74 - 66 浜 横 浜	令和7年5月3日
横 74 - 71 浜 横 浜	令和6年3月30日
横 74 - 74 浜 横 浜	令和7年6月17日
横 74 - 75 浜	令和6年4月13日

横	浜	
---	---	--

旭 区 公 告 第 106 号（令和8年7月9日揭示済）

自動車臨時運行許可番号標の失効

次の自動車臨時運行許可番号標は、失効したので公告する。

令和8年7月9日

横浜市旭区長 堀 口 和 美

自動車臨時運行 許可番号標番号	失効年月日
横 39－86 浜 横 浜	令和8年4月7日

緑区公告第43号（令和8年7月9日揭示済）

自動車臨時運行許可番号標の失効

次の自動車臨時運行許可番号標は、失効したので公告する。

令和8年7月9日

横浜市緑区長 佐藤 康 博

自動車臨時運行 許可番号標番号	失効年月日
横 41－93 浜 横 浜	令和8年1月1日
横 42－10 浜 横 浜	令和8年1月6日
横 41－87 浜 横 浜	令和8年3月9日
横 10－12 浜 横 浜	令和8年3月30日

南区公告第 151 号（令和 8 年 7 月 10 日 掲 示 済）

自動車臨時運行許可番号標の失効

次の自動車臨時運行許可番号標は、失効したので公告する。

令和 8 年 7 月 10 日

横浜市南区長 高 澤 和 義

自動車臨時運行 許可番号標番号	失効年月日
横 29 - 79 浜 横 浜	令和 5 年 10 月 8 日
横 34 - 34 浜 横 浜	令和 4 年 9 月 23 日
横 37 - 60 浜 横 浜	令和 元 年 11 月 21 日
横 41 - 16 浜 横 浜	令和 3 年 12 月 8 日

中 区 公 告 第 103 号

土地収用法に基づく裁決申請書及び明渡裁決申立書等の
縦覧

次の起業者から神奈川県収用委員会に対し、令和8年6月16日付けで土地収用法（昭和26年法律第219号。以下「法」という。）第39条第1項の規定による裁決の申請及び法第47条の2第3項の規定による明渡裁決の申立てがあり、同委員会から法第40条第1項の裁決申請書及びその添付書類の写し並びに法第47条の3第1項の書類の写しの送付があったので、法第42条第2項及び第47条の4第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、上記の書類は、法第42条第2項及び第47条の4第2項の規定により縦覧に供しており、土地所有者及び関係人は縦覧期間内に、損失の補償の決定によって権利を害されるおそれのある者は収用委員会の審理が終わるまでに、神奈川県収用委員会に意見書を提出することができる。

令和8年7月24日

横浜市中区長 永 井 由 香

- 1 起業者の名称及び住所
横浜高速鉄道株式会社
中区元町1丁目11番地
- 2 事業の種類
みなとみらい21線車両留置場整備事業及びこれに伴う附帯事業
- 3 使用しようとする土地の所在、地番及び地目

所 在	地 番	地 目	
		登 記 簿	現 況
中区山手町	184 番 の 20	宅 地	宅 地

- 4 縦覧場所
中区日本大通35番地
横浜市中区役所総務部区政推進課
- 5 縦覧の期間
令和8年7月24日から令和8年8月7日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く午前8時45分から午後5時まで）

消 防 局

消 防 局 告 示 第 4 号

横浜市民防災センターにおける空地活用事業者の募集に
関する一般競争入札の施行
次のとおり一般競争入札を行う。
令和8年7月24日

契約事務受任者
横浜市消防局長 佐々木 功 喜

1 競争入札に付する事項

- (1) 件名
横浜市民防災センターにおける空地活用
- (2) 物件の所在等

物件番号	所在地 (施設名)	貸付面積 (㎡)
08-21-001	神奈川区沢渡4番地の7 横浜市民防災センター	33.00

- (3) 最低貸付料
物件番号 08-21-001 50,000 円
- (4) 貸付期間
物件番号 08-21-001
令和8年10月1日から令和8年12月28日のうち午前9時から
午後5時まで
- (5) 入札に付する条件
横浜市民防災センターにおける空地活用事業者募集要領によ
る。

2 入札参加資格者

- 入札参加者は、入札日（ただし、基準日を別に定める場合を除く。）において、次に掲げる資格を全て満たしていなければならない。
- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 入札参加申込書の受付期間の最終日から入札日までの間のいずれの日において、横浜市指名停止等措置要綱に基づく指名停止の措置を受けていない者であること。
- (3) 国税及び市税の滞納がないこと。
- (4) 施設の建設、原状回復及び事業の運営等に必要な資力を備えており、本市が指定する期日までに公有財産貸賃借契約を締結し、貸付料の支払いが可能であること。

- (5) 横浜市民防災センターにおける空地活用事業者募集要領の内容を遵守し、事業計画を適切に行えること。
- (6) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれがある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれがある団体に属するものでないこと。
- (7) 貸付公募実施による貸付料入札に参加し、落札決定後、正当な理由なく契約を締結しなかった者でないこと。

3 横浜市民防災センター空地活用事業者募集要領の交付

(1) 交付期間

令和8年7月24日から令和8年8月25日まで（午前9時から午後5時まで。ただし、正午から午後1時まで並びに日曜日、土曜日及び祝日を除く。）

(2) 交付場所

保土ヶ谷区川辺町2番地の20

横浜市消防局総務部総務課（本部庁舎7階）

電話 045（334）6524

※ 横浜市ホームページ（次のアドレス）からダウンロードすることもできる。

<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/nyusatsu/kakukukyoku/2026/sonota/shobo/kuutikatuyou.html>

4 入札参加申込の受付

(1) 受付期間

令和8年8月14日から令和8年8月25日まで（午前9時から午後5時まで。ただし、正午から午後1時まで並びに日曜日、土曜日及び祝日を除く。）

(2) 受付場所

保土ヶ谷区川辺町2番地の20

横浜市消防局総務部総務課（本部庁舎7階）

電話 045（334）6524

(3) 申込方法

持参による。

※ 郵送、電話、ファックス及びEメールによる受付は行わない。

5 入札日時及び場所

(1) 入札日時

物件番号： 08-21-001 令和8年9月4日（金）午後2時

(2) 場所

保土ヶ谷区川辺町2番地の20

横浜市消防局 入札室（本部庁舎2階）

6 入札保証金

免除

7 次の各号の一つに該当する入札は無効とする。

- (1) 入札に参加する資格がない者の入札
- (2) 入札事項を記載しない入札書又は一定の数字をもって金額を表示しない入札書による入札
- (3) 同一物件の入札について、2通以上の入札書を提出した者の入札
- (4) 他人の代理を兼ね、又は2人以上の代理をした者の入札
- (5) 入札者の記名押印のない入札書による入札
- (6) 要領が不明確な入札書による入札
- (7) 入札に関し、不正行為があった者の入札
- (8) 最低入札価格に達しない貸付料で入札した者の入札

8 契約書作成の可否

横浜市が定める公有財産賃貸借契約書による契約書の作成を要する。

交 通 局

交 通 局 公 告 第 3 号

職 員 の 懲 戒 処 分

地方公務員法（昭和25年法律第261号）第29条第1項第1号及び第2号の規定により、次の者を令和8年5月25日懲戒処分に付した。

令和8年7月24日

横浜市交通事業管理者
交通局長 三 村 庄 一

所 属 又 は 補 職	職 名	氏 名	処 分 の 内 容
自動車本部 滝頭営業所	運輸職員	桐 生 大 輔	戒 告

交通局公告第4号

職員の懲戒処分

地方公務員法（昭和25年法律第261号）第29条第1項第1号及び第3号の規定により、次の者を令和8年6月11日懲戒処分に付した。

令和8年7月24日

横浜市交通事業管理者

交通局長 三 村 庄 一

所属又は補職	職 名	氏 名	処 分 の 内 容
自動車本部港 北営業所	運輸技術 職員	小 野 佑	停職2箇月

医療局病院経営本部

横浜市医療局病院経営本部職員の特殊勤務手当に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和8年7月24日

横浜市病院事業管理者
病院経営本部長 鈴木 宏 昌

医療局病院経営本部規程第18号

横浜市医療局病院経営本部職員の特殊勤務手当に関する
規程の一部を改正する規程

横浜市医療局病院経営本部職員の特殊勤務手当に関する規程（平成17年3月病院経営局規程第15号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の1号を加える。

- (3) 専攻医 一般社団法人日本専門医機構の専門医制度において、専門研修プログラムに登録し、専門医取得のための専門研修を受ける医師をいう。

別表中

「

10 病院に勤務する医師のうち、消化器外科及び炎症性腸疾患（IBD）科で従事した場合	1 月 90,000 円	市民病院に勤務する医師に限る。
--	-----------------	-----------------

」

を
「

10 病院に勤務する医師のうち、消化器外科及び炎症性腸疾患（IBD）科で従事した場合	1 月 90,000 円	1 市民病院に勤務する医師に限る。 2 専攻医は 45,000 円とする。
--	-----------------	--

」

に改める。

附 則

この規程は、令和8年8月1日から施行する。

教育委員会

横浜市教育委員会公告第7号

職員の懲戒処分

地方公務員法（昭和25年法律第261号）第29条第1項第1号及び第3号の規定により、次の者を令和8年7月10日懲戒処分に付した。

令和8年7月24日

横浜市教育委員会

所属又は補職	職名	氏名	処分の内容
横浜市立上菅田中学校	教諭	青木悠馬	免職
横浜市立川和東小学校	教諭	荒川浩太郎	免職

横浜市教育委員会公告第8号

職員の懲戒処分

地方公務員法（昭和25年法律第261号）第29条第1項第1号、第2号及び第3号の規定により、次の者を令和8年7月10日懲戒処分に付した。

令和8年7月24日

横浜市教育委員会

所属又は補職	職名	氏名	処分の内容
横浜市立岩崎中学校	教諭	河村健太	停職12月

人 事 委 員 会

横浜市人事委員会公告第2号（令和8年7月13日揭示済）

職員団体の登録の取消し

地方公務員法（昭和25年法律第261号）第53条第6項の規定に基づき、職員団体の登録を次のとおり取り消した。

令和8年7月13日

横浜市人事委員会

- 1 名称
神奈川県学校事務労働組合・横浜
- 2 取消しの年月日
令和8年7月9日
- 3 取消しの事由
地方公務員法第53条第9項の規定による届出をしなかったため

横浜市人事委員会公告第3号（令和8年7月13日揭示済）

職員団体の登録の取消し

地方公務員法（昭和25年法律第261号）第53条第6項の規定に基づき、職員団体の登録を次のとおり取り消した。

令和8年7月13日

横浜市人事委員会

- 1 名称
横浜教育問題懇談会
- 2 取消しの年月日
令和8年7月9日
- 3 取消しの事由
地方公務員法第53条第9項の規定による届出をしなかったため